

滋賀県流域治水に関する施策の実 施状況説明書

平成30年度滋賀県議会定例会
平成30年9月定例会議報告

(報第15号)

目 次

	頁
報第15号 滋賀県流域治水に関する施策の実施状況について……………	1

報第15号

滋賀県流域治水に関する施策の実施状況について

滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年滋賀県条例第55号）第38条の規定に基づき、報告する。

平成30年 9 月18日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

報第15号
滋賀県流域治水に関する施策の実施状況について

第1 概要

水害から県民の生命と財産を守るためには、まず、河川の計画的な整備を着実に進めることが何より重要である。それに加えて、多くの県民が暮らしている氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、県民とその危険性の認識を共有することが必要である。

そのうえで、河川等の流水を流下させる能力を超える洪水にあっても県民の生命を守り、甚大な被害を回避するためには、河川整備など「川の中」で水を安全に「ながす」基幹的対策に加え、「川の外」での対策、すなわち、雨水を「ためる」対策、被害を最小限に「とどめる」対策、水害に「そなえる」対策を組み合わせた「滋賀の流域治水」を実践することが重要であり、滋賀県流域治水の推進に関する条例（以下「条例」という。）を平成26年3月31日に施行（平成27年3月30日に完全施行）した。

国においても、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を推進しており、国の取組と連携を図り、地域の特性に応じた水害に強い地域づくりを目指し、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めた。

第2 施策の実施状況

1 基礎情報

(1) 想定浸水深の設定等の実施状況

ア 想定浸水深の設定（条例第8条第1項）

(ア) 施策の実施状況

流域治水対策を検討するための基礎情報である想定浸水深については、条例第8条に基づき、長浜市と近江八幡市を除く17市町において平成26年9月1日に設定済である。

(イ) 施策の評価

想定浸水深を流域治水の基礎情報として、水害に強い地域づくり協議会等において、国、市町および地域住民等と連携して、浸水リスクや地形など地域の特性に応じた浸水被害の回避または軽減に必要な諸施策の取組を推進することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

条例第8条に基づく想定浸水深の設定、公表は、市町への必要な支援策（条例第27条）、県民相互の連携（条例第34条）および財政上の措置（条例第37条）などの取組の基礎となるものである。

このため、早期に県全域において想定浸水深の設定を行う必要がある。

イ 想定浸水深の更新（条例第8条第1項）

(ア) 施策の実施状況

想定浸水深の更新に関して、土地利用の変化や河川改修の進捗等、想定浸水深への影

響がある行為についてその資料を収集するとともに、国等の最新の知見を取り入れ、活用し、概ね5年ごとの更新に向けた作業を進めた。

(イ) 施策の評価

平成27年7月に公表された洪水浸水想定区域図作成マニュアル等の最新の知見を取り入れ、信頼性の向上に努めるとともに、効率的な更新方法を検討することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

今後の更新に向けては、変化する地形データ入力の省力化や最新の知見等を取り入れた信頼性の向上を図り、浸水リスクの変化について精査していく必要がある。

2 流域治水対策

(1) 河川における氾濫防止対策（「川の中」で水を安全に「ながす」基幹的対策）の実施状況

ア 河川改修事業（条例第9条）

(ア) 施策の実施状況

滋賀県河川整備5ヶ年計画（以下「5ヶ年計画」という。）に基づき、日野川、大戸川、鴨川、八日市新川、大石川等49河川で河川改修事業を実施した。

年度		H26	H27 (累計)	H28 (累計)	H29 (累計)
完了区間 延長 ※1	目標	2.5km	6.0km	9.0km	12.0km
	実績	2.6km	6.7km	9.3km	12.3km
工事着手済 延長※2		8.7km	14.2km	17.6km	20.7km
完了区間延長 (堤防強化)※3		0.3km	2.2km	3.5km	5.1km

※1：完了区間延長とは、河道の改修が完了した区間について、河川中心線の延長により算出。

※2：工事着手済延長とは、改修完了に至らないが一定工事が施工済・施工中・工事契約済である区間について、河川中心線の延長により算出。

※3：完了区間延長（堤防強化）とは、堤防の質的向上を図るものとして選定したトランク河川における対策工完了の区間について、左右岸別の合計延長により算出。

(イ) 施策の評価

現川の河積拡大や放水路・しょう水路の整備、堤防強化等の対策により、各河川において治水安全度を向上させることができた。

流下能力の向上を図る対策については、日野川では約0.8kmにおいて20年に1回程度の降雨を、鴨川（災害復旧助成事業が平成29年度に完了）においては約3.2kmにおいて10年に1回程度の降雨を、それぞれ流下できるように対策するなど、平成26年度からの累計延長12.3kmを完了した。また、堤防強化を図る対策については、高時川や安曇川等

で実施し、平成26年度からの累計延長 5.1 kmを完了した。

(ウ) 施策の今後の課題

本県においては、破堤すると被害が甚大となる天井川が全国最多であり、琵琶湖を取り囲むように、JR・新幹線・幹線国道などが近接しており、主要交通幹線横断部の河川改修には、短時間で多大な事業費を要することとなるが、関係機関等との調整を進め、着実な河川改修の進捗を図る必要がある。

イ 河川維持管理事業（条例第9条）

(ア) 施策の実施状況

治水上緊急性の高い箇所から、竹木伐開や堆積土砂除去、護岸補修等の河川維持管理事業を順次実施した。

特に、大戸川、日野川、姉川、高時川については、5ヶ年計画に基づき、重点的に河川維持管理事業に取り組んだ。

年度	H26	H27	H28	H29
竹木伐開	69河川	79河川	70河川	68河川
	234千㎡	213千㎡	355千㎡	218千㎡
堆積土砂除去	79河川	78河川	73河川	72河川
	90千㎡	89千㎡	94千㎡	90千㎡
護岸補修等	177河川	184河川	154河川	169河川

(イ) 施策の評価

竹木伐開や堆積土砂除去などの取組により、各河川の現況の治水機能の維持を図ることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

既に多くの維持管理必要箇所を抱えているが、局地的な集中豪雨や台風の発生により、土砂の堆積や護岸の破損など、新たな維持管理必要箇所が発生する。

そのため、地域の意見等を踏まえながら緊急性の高い箇所を見極め、適時に維持管理事業を実施する必要がある。

ウ ダム堰堤改良事業（条例第9条）

(ア) 施策の実施状況

石田川ダムにおいては堤体法面等の改良工事を、宇曾川ダムにおいてはテレメータ伝送設備の改良工事を実施した。

(イ) 施策の評価

ダム管理に必要な改良を実施することにより、貯水池の安定性、放流制御、機器制御の確実性・信頼性が確保でき、ダム機能の健全性を向上することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

平成27年度に策定した治水ダム長寿命化計画に基づき、管理6ダムについて、順次ゲート等の機械設備や管理制御装置等の電気設備などの更新・改良を実施し、ダム機能の維持・向上を図る必要がある。

(2) 集水地域における雨水貯留浸透対策（雨水を「ためる」対策）の実施状況

ア 環境に配慮した森林づくりの推進（条例第10条）

(ア) 施策の実施状況

人工林等において、間伐等の森林整備を2,059 ha実施した。

(イ) 施策の評価

人工林をはじめとした森林において琵琶湖の水源かん養機能等の多面的機能が維持・増進され、雨水貯留浸透機能を持続的に発揮することができた。

目標3,100 haに対して66%を達成することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

間伐材の有効利用を図るための搬出を伴う間伐への移行により進捗が遅れているが、集約化を図ることにより効率的に間伐を実施する必要がある。

イ 中山間地域等直接支払交付金事業（条例第10条）

(ア) 施策の実施状況

中山間地域等直接支払制度を活用し、10市町（148集落）・協定面積1,705 haの農地において農業生産活動が実施された。

(イ) 施策の評価

条件不利地である中山間地域において集落協定などが締結され、適正な農業生産活動等の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防止し、雨水貯留浸透機能の維持が図られた。

(ウ) 施策の今後の課題

中山間地域等においては、高齢化や人口減少等により、農業や集落の維持が懸念されており、農地が持つ雨水貯留浸透機能を今後も維持していくため、組織の体制強化が必要である。

ウ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（条例第10条）

(ア) 施策の実施状況

農地、農業用排水路や農村環境等の保全のため、①農地維持支払については、19市町（718組織）：交付対象面積36,104haを対象に、②資源向上支払（共同）では、19市町（653組織）：交付対象面積34,555haを対象に地域共同活動を支援し、農地等の適切な維持保全が実施された。

(イ) 施策の評価

県内農振農用地面積の約7割において、農地・農業用施設等の保全のための地域共同活動が実施され、雨水貯留浸透機能の維持が図られた。

(ウ) 施策の今後の課題

農家の高齢化や土地持ち非農家の増加等により、多面的機能の維持発揮に必要な農地・農業用施設等を保全する地域共同活動が脆弱化している。

雨水貯留浸透機能を今後も維持していくため、取組面積の拡大と活動組織の体制強化が必要である。

エ 農村地域防災減災事業（ため池整備）（条例第10条）

(ア) 施策の実施状況

老朽化が進行した上ノ池（甲賀市）の堤体や洪水吐等を改修した。

また、大規模災害に備え淡海池（高島市）、芹川ダム（彦根市）、柚中大池（甲賀市）において耐震化整備を実施している。

(イ) 施策の評価

ため池の整備により災害による被害を未然に防止することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

近年、大規模な自然災害が頻発する中、防災・減災対策に対する県民のニーズも高まり、大規模な施設改修も予想されることから多大な事業費を要することとなり、今後、計画的・効率的なため池整備が必要である。

(3) 氾濫原における建築物の建築の制限等（被害を最小限に「とどめる」対策）の実施状況

ア 浸水警戒区域の指定（条例第13条）

(ア) 施策の実施状況

米原市村居田地区については、平成29年3月15日より区域指定の案の縦覧後、市長への意見照会、流域治水推進審議会を経て平成29年6月16日に浸水警戒区域の指定を告示することができた。

甲賀市信楽町黄瀬地区については、地区内の住民を対象に他地域での浸水警戒区域の指定に関する情報提供などを行い、地域と協議を進めることにより地域の合意形成を図ることができた。

甲賀市水口町三大寺（三本柳）地区については、浸水警戒区域指定の目的や避難体制の整備にかかる説明会を実施した。

(イ) 施策の評価

米原市村居田地区において、安全な住まい方への転換を図るため、浸水警戒区域を指定することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

甲賀市信楽町黄瀬地区の浸水警戒区域の指定に向けて必要な手続きを進めるとともに、他の対象地区においても地域の合意形成を図り、取組を進める必要がある。

イ 浸水被害危険度調査事業（盛土構造物の設置等に対する配慮）（条例第25条）

(ア) 施策の実施状況

湖東土木事務所管内の安食西八目線および松尾寺豊郷線を対象として、盛土構造物設置により周辺地域において著しい浸水被害が生じないかについて調査検証を実施した。

(イ) 施策の評価

調査検証の実施により、著しい浸水被害が生じないことを確認することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

新たな浸水被害を回避または軽減する対応策を効果的・効率的・経済的に進める必要がある。

また、調査検証の結果は、地域住民等関係者が浸水リスクをより正しく理解できるよう活用していく必要がある。

(4) 浸水に備えるための対策（水害に「そなえる」対策）の実施状況

ア 防災対策事業（雨量水位等の情報提供、ハザードマップ作成支援など）（条例第26条、第27条）〔水防法第9条～第16条〕

(ア) 施策の実施状況

河川防災カメラの増設を進め、河川の現況画像および雨量や水位等の情報について、土木防災情報システムなどを通して適時情報提供した。

想定し得る最大規模の降雨を考慮した「洪水浸水想定区域図」の作成を順次進めた。

県内の市町と洪水時のホットラインを構築し、あわせて水害対応タイムラインを策定した。

(イ) 施策の評価

浸水被害の回避または軽減に必要な情報を、市町および県民に的確かつ迅速に伝達することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

防災情報が確実に伝達・共有され、十分な水防活動や的確な避難行動に繋がるよう、関係機関が大規模氾濫減災協議会で連携して取り組む必要がある。

また、河川防災カメラや水位計等の情報基盤の整備に努め、きめ細かく防災情報を発信・伝達する必要がある。

イ 農村地域防災減災事業（ため池のハザードマップ作成）（条例第27条）

(ア) 施策の実施状況

決壊等により下流域に大きな影響を及ぼす重要水防ため池について、市町が実施するハザードマップ作成に対する支援を行っており、平成29年度は62箇所のため池についてハザードマップが作成された。

(イ) 施策の評価

ハザードマップが作成された地域では地域住民の防災意識が向上し、災害発生時の迅速かつ安全な避難場所の検討や避難訓練の実施等により地域防災体制が整備できた。

(ウ) 施策の今後の課題

市町のハザードマップ作成に対する積極的な支援・指導により地域防災体制整備の必要性に対する理解を深めるとともに、早期に県内のすべての重要水防ため池についてハザードマップが作成されるよう支援を行い、農村地域の暮らしの安全を確保する必要がある。

ウ 洪水浸水想定区域図・地先の安全度マップの情報発信（条例第26条、第27条）

(ア) 施策の実施状況

滋賀県防災情報マップ（ウェブサイト）により洪水浸水想定区域図・地先の安全度マップの情報を県民に提供した。新たに、野洲川上流および柚川の「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図」を情報提供した。

(イ) 施策の評価

浸水被害の回避または軽減に必要な情報を、広く県民に継続的に提供できた。

(ウ) 施策の今後の課題

リスク情報を認知し、住民一人ひとりが自ら行動を起こすことが重要であり、出前講座等とあわせて、分かりやすいウェブサイトの表示方法をより工夫するなど、認知向上につながる情報発信の取組を進める必要がある。

エ 多様な情報伝達手段の整備（条例第26条、第27条）

(ア) 施策の実施状況

滋賀県防災ポータルサイトやLアラート（災害情報共有システム）による避難情報等の提供を行った。

また、防災情報システム、土木防災情報システム、気象庁の情報をもとに、しらしがメールにて河川水位、降雨状況、避難情報等の提供を行った。

(イ) 施策の評価

TV、ラジオ、インターネット、携帯電話等、多様な手段を使って河川水位、降雨状況、避難情報等の情報を、県民に提供できた。

(ウ) 施策の今後の課題

アラートと連携するシステムや滋賀県防災ポータルサイトを適切に維持管理するとともに、より多くの県民に情報を伝えるため、各伝達手段について周知・利用促進に取り組む必要がある。

オ 要配慮者利用施設に対する支援（条例第27条）

(ア) 施策の実施状況

平成29年5月に改正された水防法では、市町の地域防災計画において洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な要配慮者利用施設を定め、当該施設管理者は避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務となることから、市町や施設管理者に対して必要な支援を行った。

(イ) 施策の評価

県内の要配慮者利用施設における水害・土砂災害リスクを抽出し、関係市町に提供したほか、水害や土砂災害を対象とした避難確保計画作成の手引きを作成し、市町や当該施設管理者の取組を支援・促進できた。

(ウ) 施策の今後の課題

対象となるすべての要配慮者利用施設において、避難確保計画が作成され、避難訓練が実施されるよう、支援を行う必要がある。

カ 不動産取引における水害リスクの情報提供（条例第29条）

(ア) 施策の実施状況

宅地建物取引業者による不動産取引の際の相手方等に対する水害リスクに関する情報提供が円滑に行われるよう、公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会と連携して平成30年3月に協会会員向け研修およびアンケート調査を実施した。

(イ) 施策の評価

アンケートに回答した宅地建物取引業者の63%が宅地建物取引時に水害リスク情報を提供していると回答しており、概ね各業者により努力義務が履行されている状況を把握することができた。

宅地建物取引業者により、取引の相手方等に対して、宅地や建物の不動産取引の際に水害リスクに関する情報提供が行われており、安全な住まい方への一助となっている。

(ウ) 施策の今後の課題

宅地建物取引業者とその関係団体と引き続き連携し、すべての業者で情報提供が実施されるよう、チラシの配布や研修会等を開催するなどの対応を行う必要がある。

キ 調査研究の推進、教育訓練等（条例第30条、第31条）

(ア) 施策の実施状況

浸水に関する記録を収集し、啓発・伝承するための水害履歴調査について、平成29年度は4回の聴き取り調査を実施した。そのうち2回については、関西大学環境都市工学部環境マネジメント研究室と連携して取り組んだ。

さらに、出前講座や水害図上訓練等については、自治会や学校、団体などに対して、年間延べ72団体、約4,400人を対象に実施した。

(イ) 施策の評価

出前講座等を通して、条例や地域の水害特性が認知され、地域や学校等において「水害に強い地域づくり」に対する意識を高める契機とすることができた。

また、水害履歴調査については、大学との連携などにより先人の知恵などを地域に伝承することやこれからの避難計画に活用することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

出前講座等については、引き続き、地域や団体の要請に応じて実施するとともに、特に浸水リスクの高い地域における取組は市町と連携し、重点的に取り組む必要がある。

ク 学校安全教室推進事業（条例第31条）

(ア) 施策の実施状況

平成29年11月14日に開催した「学校防災教育コーディネーター講習会」において、参加した県内の学校防災教育担当者330人に対し、地先の安全度マップを用いた学校の設置場所のリスクの把握の仕方について説明を行った。

(イ) 施策の評価

学校防災教育担当者が所属する学校の設置場所のリスクを把握することにより、学校防災マニュアルを見直すきっかけとなり、実効性の高いマニュアルの作成に繋がった。

(ウ) 施策の今後の課題

各校で作成している学校防災マニュアルに基づいた避難訓練が行われているのか、すべての教職員が自分の役割を把握できているのか、検証を行う必要がある。

ケ 防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業（条例第31条）

(ア) 施策の実施状況

平成30年2月8日に開催した「子どもの安全確保に関する連絡協議会」において、19市町教育委員会担当課長に対して、地先の安全度マップの活用や本県・他府県の先進校の実践例などについて、情報提供を行った。

(イ) 施策の評価

市町教育委員会担当課長が一堂に会して情報を共有することで、それぞれ学校防災に対する危機意識の向上に繋がった。

(ウ) 施策の今後の課題

どの学校においても避難訓練が行われているが、教科の中の防災教育の実施には学校によって大きな差がある。今後は、新学習指導要領に対応して、教科横断的な指導を実施していく必要がある。

コ 自主防災組織リーダー研修会（条例第31条、第34条）

(ア) 施策の実施状況

地域防災に関する知識や技術の習得を目的として、平成29年12月14日に滋賀県危機管理センターにて、県内の自主防災組織や自治会の役員、市町防災担当職員など30人の参加を得て、DIG（図上訓練）やHUG（避難所運営訓練）を実施した。

(イ) 施策の評価

演習・訓練を行うことで、平常時からの地域防災活動（地域のリスクの認識・被害軽減の取組）や災害発生時の自主防災組織の活動について理解が得られた。

(ウ) 施策の今後の課題

自主防災組織リーダーや自治会役員が、地域住民に対してリスクの情報の共有や、災害時における個人の役割について、平常時から理解を求めていく必要がある。

サ 滋賀県総合防災訓練（条例第32条、第34条）

(ア) 施策の実施状況

滋賀県総合防災訓練については、平成29年9月10日に南部地域（主会場：矢橋帰帆島公園ほか）にて、170機関・約4,000人の参加を得て、災害対策本部運営訓練、道路警戒訓練、救急医療救護訓練、多重事故対応訓練、土砂災害救出訓練、輸送調整所設置・運営訓練（県災害用備蓄物資払出・同輸送訓練）、滋賀県災害ボランティアセンター非常体制移行・機動運営訓練、災害医療（地方）本部運営訓練、DMAT（災害派遣医療チーム）運営訓練等を実施した。

(イ) 施策の評価

県、市町および消防をはじめとする各防災機関の連携や迅速かつ的確な対応体制の確立と県民の防災意識の高揚を図ることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

訓練開催地域を毎年度変えていることから、訓練実施にあたっての反省点等を翌年度開催地域においても踏まえ、県内どの地域で災害が発生しても、迅速かつ的確な対応ができる体制の確立が必要である。

シ 水害に強い地域づくり協議会（条例第33条）

(ア) 施策の実施状況

全圏域（琵琶湖湖南流域、湖北圏域、東近江圏域、甲賀圏域、湖東圏域、高島地域）

において、浸水被害の回避または軽減に関して必要な対策に関する事項等について協議し、圏域協議会6回、防災情報ワーキンググループ24回、住民ワーキンググループ36回を開催した。

特に浸水リスクの高い地区のうち、甲賀市黄瀬地区では、避難計画を策定し、圏域協議会で協議した。

平成29年度は、新たに水害リスクの高い12地区で、出前講座や水害履歴調査、水害図上訓練など水害に強い地域づくりの取組に着手（累計34地区）した。

また、国が進める「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組の都道府県管理河川への拡大に伴い、各市町への説明会を開催し、各圏域協議会の場を活用してのトップセミナーの開催、取組方針の作成に向けた検討を進めるとともに、平成29年5月に改正された水防法に基づく大規模氾濫減災協議会への移行のための準備を進めた。

(イ) 施策の評価

水害に強い地域づくり協議会の取組の中で、浸水に備えるための対策について、地域の現状把握や課題の抽出など、市町や地域住民と今後の解決すべき事項を共有するとともに自助と共助が発揮できる避難体制づくりを進めることができた。

さらに、安全な住まい方のルールの必要性についても、理解を深めることができた。

また、「水防災意識社会 再構築ビジョン」と連携した取組を推進するため、各圏域協議会や防災情報ワーキンググループの場で検討を進めることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

水害に強い地域づくりを計画的に実施するため、市町と取組方針をしっかりと共有し、地域の合意形成を十分図ることが必要である一方、各地区での取組を効果的、効率的に進めていく必要がある。

また、水防法に基づく大規模氾濫減災協議会を設立する必要がある。

ス 防災キャンプ推進事業（条例第34条）

(ア) 施策の実施状況

平成29年度は文部科学省の「子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業」（国委託事業）として、東近江市で児童生徒を対象とした災害時の対応の理解促進、コミュニティセンターを避難所とした生活体験の実施等の防災プログラムを地域住民や保護者の参加を得て実施した。

(イ) 施策の評価

学校・家庭・地域の連携・協働により、地域の大人と子どもの中で「顔と名前が一致する関係」の構築、地域の教育力や防災力の向上を図ることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

各地域でも防災教育の観点に立った青少年の体験活動を通して、災害や被災時の対応

等の理解、学校等を避難所とした生活体験などの防災教育プログラムの推進により、地域防災力を高めていく必要がある。

3 滋賀県流域治水推進審議会

(1) 滋賀県流域治水推進審議会の実施状況

ア 第3回滋賀県流域治水推進審議会の開催（条例第35条）

(ア) 施策の実施状況

平成29年5月29日に第3回滋賀県流域治水推進審議会を開催した。米原市村居田地区の浸水警戒区域指定審議、甲賀市信楽町黄瀬地区および高島市朽木野尻地区の取組状況について報告および意見交換を行った。

(イ) 施策の評価

米原市村居田地区においては、浸水警戒区域の指定範囲における妥当性を、甲賀市信楽町黄瀬地区および高島市朽木野尻地区の候補地については、地域の地形特性や取組状況を確認する機会を設けることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

今後予定される区域指定の審議にあたり、適時適切に審議会を開催する必要がある。